TH2	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	送等の関する章第2定に規送する
TH3	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	送等の関する章によ
TH4	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	送等の関する章第2りによ
TH5		送等の関する章第4によ
TH6		送等の関する章第3定に規送する

を

高精細度テレビジョン放送及びテレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第3節により放送されるもの又は標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第5節により放送されるもの	
	地上	標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第3章により行うもの	
	人工衛星	標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第3節により放送されるもの又は標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第5節により放送されるもの	
	人工衛星	標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第5節により放送されるもの又は標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第6節により放送されるもの	

TH2	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	送等の関する章第2定に規送を行
TH3		送等の関する章に規放送を
TH4	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	送等の関する章第2によ
TH5		送等の関する章第4によ
TH6		送等の関する章第3に規定送を行

に改める。

○総務省告示第六十七号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条第一項ただし書の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項を次のように改める。

一　一の基幹放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類の放送を行う他の一の基幹放送局の放送番組の全部を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う当該一の基幹放送局（一日の放送時間のうち三十分以内の時間に同時中継放送以外の放送を行うものを含む。）

第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

○総務省告示第六十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項及び別表第一号注二十一ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第二百七十九号（極微小電力ＰＨＳ等の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

1　地上基幹放送局の送信設備

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

技術的条件

一　空中線電力の許容偏差

上限（パーセント）	下限（パーセント）
五〇	五〇

二　周波数の許容偏差

二〇kHz

○総務省告示第六十九号

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百九号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）の全部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　データ信号の構成

1　多重副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、データパケットにより行うものとし、その構成は別図第一号のとおりとする。

2　垂直帰線消去期間を使用するデータ信号の伝送は、データラインにより行うものとし、その構成は別図第二号のとおりとする。

3　音声信号副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、パケットにより行うものとし、その構成は別図第三号のとおりとする。

4　データグループは、一の論理チャネルで伝送される一又は連続した複数のデータブロックの一群のデータであり、その種別はＤＧ構成一及びＤＧ構成二とし、その構成は別図第四号のとおりとする。